

青森県報

号外第八十八号

令和七年
十月三十一日
(金曜日)

目次

公 告

○農地を利用する権利の設定の裁定申請	(構造政策課)	一
○右	同	二
○右	同	二
○右	同	三
○右	同	四
○右	同	四
○右	同	五
○農用地利用集積等促進計画の認可	(同)	六
出先機関		
○土地改良区の定款変更の認可	(西北農林水産事務所)	九
○右	同	九

公 告

農地を利用する権利の設定の裁定申請

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定の申請があったので、同条第二項において読み替えて準用する同法第三十八条第一項の規定により公告する。

令和七年十月三十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
五所川原市大字原子字紅葉一七四の五三	畑	一、四二二
五所川原市大字原子字紅葉一七四の一〇八	畑	八五

二 申請に係る農地の利用の現況

耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められる。

三 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

四 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

農地の区分	利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
五所川原市大字原子字紅葉一七四の五三	令和八年三月二〇日	二年	三二八、〇〇〇
五所川原市大字原子字紅葉一七四の一〇八	令和八年三月二〇日	二年	一八、〇〇〇

五 意見書の提出

申請に係る農地の所有者は、知事に意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和七年十一月十四日

2 提出先

青森県農林水産部構造政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

- (一) 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
- (二) 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
- (三) 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
- (四) 意見の趣旨及びその理由
- (五) その他参考となるべき事項

農地を利用する権利の設定の裁定申請

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第一項後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定の申請があつたので、同条第二項において読み替えて準用する同法第三十八条第一項の規定により公告する。

令和七年十月三十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
南津軽郡藤崎町大字藤越字東一本木九八の四	畑	七三七

二 申請に係る農地の利用の現況

耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められる。

三 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

四 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
令和八年四月一日	二〇年	〇

五 意見書の提出

申請に係る農地の所有者は、知事に意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和七年十一月十四日

2 提出先

青森県農林水産部構造政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所所在地並びに代表者の氏名）
- (二) 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
- (三) 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
- (四) 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
- (五) 意見の趣旨及びその理由
- (六) その他参考となるべき事項

農地を利用する権利の設定の裁定申請

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第一項後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定の申請があつたので、同条第二項において読み替えて準用する同法第三十八条第一項の規定により公告する。

令和七年十月三十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
弘前市大字前坂字赤井二七七	田	九八

二 申請に係る農地の利用の現況

耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められ

る。

三 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

四 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額(円)
令和八年四月一日	五年	六、〇〇〇

五 意見書の提出

申請に係る農地の所有者は、知事に意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和七年十一月十四日

2 提出先

青森県農林水産部構造政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務

所の所在地並びに代表者の氏名)

(二) 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容

(三) 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画

(四) 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由

(五) 意見の趣旨及びその理由

(六) その他参考となるべき事項

~~~~~

農地を利用する権利の設定の裁定申請

農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四十一条後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利(以下「利用権」という。)の設定に関し裁定の申請があつたので、同条第二項において読み替えて準用する同法第三十八条第一項の規定により公告する。

令和七年十月三十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

| 所在及び地番         | 地目 | 面積(平方メートル) |
|----------------|----|------------|
| 弘前市大字前坂字船山三〇の二 | 田  | 一一〇        |

二 申請に係る農地の利用の現況

耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められる。

三 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

四 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

| 利用権の始期   | 存続期間 | 借賃に相当する補償金の額(円) |
|----------|------|-----------------|
| 令和八年四月一日 | 一〇年  | 九、〇〇〇           |

五 意見書の提出

申請に係る農地の所有者は、知事に意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和七年十一月十四日

2 提出先

青森県農林水産部構造政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務

所の所在地並びに代表者の氏名)

(二) 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容

(三) 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画

(四) 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由

- (五) 意見の趣旨及びその理由  
(六) その他参考となるべき事項

農地を利用する権利の設定の裁定申請

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第一項後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に關し裁定の申請があつたので、同条第二項において読み替えて準用する同法第三十八条第一項の規定により公告する。

令和七年十月三十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

| 所在及び地番            | 地目 | 面積（平方メートル） |
|-------------------|----|------------|
| 弘前市大字高杉字山下三四二の一三三 | 畑  | 二九四        |

二 申請に係る農地の利用の現況

耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確實と認められる。

三 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

四 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

| 利用権の始期   | 存続期間 | 借賃に相当する補償金の額（円） |
|----------|------|-----------------|
| 令和八年四月一日 | 二年   | 四、六〇〇           |

五 意見書の提出

申請に係る農地の所有者は、知事に意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和七年十一月十四日

2 提出先

青森県農林水産部構造政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）  
(二) 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容  
(三) 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画  
(四) 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由  
(五) 意見の趣旨及びその理由  
(六) その他参考となるべき事項

農地を利用する権利の設定の裁定申請

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第一項後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に關し裁定の申請があつたので、同条第二項において読み替えて準用する同法第三十八条第一項の規定により公告する。

令和七年十月三十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

| 所在及び地番         | 地目 | 面積（平方メートル） |
|----------------|----|------------|
| 弘前市大字高杉字長谷野二七一 | 田  | 一三二        |

二 申請に係る農地の利用の現況

耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確實と認められる。

三 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

四 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

| 利用権の始期   | 存続期間 | 借賃に相当する補償金の額(円) |
|----------|------|-----------------|
| 令和八年四月一日 | 一〇年  | 一六、〇〇〇          |

五 意見書の提出

申請に係る農地の所有者は、知事に意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和七年十一月十四日

2 提出先

青森県農林水産部構造政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名)

(二) 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容

(三) 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画

(四) 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由

(五) 意見の趣旨及びその理由

(六) その他参考となるべき事項

農地を利用する権利の設定の裁定申請

農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四十一条後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利(以下「利用権」という。)の設定に関し裁定の申請があつたので、同条第二項において読み替えて準用する同法第三十八条第一項の規定により公告する。

令和七年十月三十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

| 所在及び地番              | 地目 | 面積(平方メートル) |
|---------------------|----|------------|
| 四 三戸郡南部町大字剣吉字前河原一の二 | 畑  | 九一七        |

二 申請に係る農地の利用の現況

耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められる。

三 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

四 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

| 利用権の始期   | 存続期間 | 借賃に相当する補償金の額(円) |
|----------|------|-----------------|
| 令和八年四月一日 | 五年   | 三三、五〇〇          |

五 意見書の提出

申請に係る農地の所有者は、知事に意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和七年十一月十四日

2 提出先

青森県農林水産部構造政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名)

(二) 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容

(三) 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画

(四) 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由

(五) 意見の趣旨及びその理由

(六) その他参考となるべき事項

農用地利用集積等促進計画の認可

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農用地利用集積等促進計画を令和七年十月三十一日認可したので、同条第七項の規定により「該農用地利用集積等促進計画を次のとおり公告する。

令和七年十月三十一日

青森県知事 宮 下 崇 一 郎

○農用地利用集積等促進計画（貸借・一括方式）

| 賃借権の設定等を受ける者      |          | 賃借権の設定等を受ける土地 |     |     |       |
|-------------------|----------|---------------|-----|-----|-------|
| 氏名又は名称            | 住所又は所在地  | 市町村           | 大字  | 字   | 番地    |
| 株式会社黄金崎農場         | つがる市     | 弘前市           | 十腰内 | 野中  | 445番2 |
| 農事組合法人中央地区農作業受託組合 | 弘前市      | 弘前市           | 新里  | 中樋田 | 134番8 |
| 農事組合法人中央地区農作業受託組合 | 弘前市      | 弘前市           | 新里  | 中樋田 | 134番5 |
| 三上 信雄             | 中津軽郡西日屋村 | 弘前市           | 中野  | 山下  | 8番1   |
| 久保田 明則            | 南津軽郡藤崎町  | 南津軽郡藤崎町       | 中島  | 早稲田 | 1番1   |
| 三上 豊              | 南津軽郡大鰐町  | 南津軽郡大鰐町       | 八幡館 | 泉田  | 91番   |
| 三上 豊              | 南津軽郡大鰐町  | 南津軽郡大鰐町       | 八幡館 | 泉田  | 92番   |
| 葛西 孝昭             | 南津軽郡田舎館村 | 南津軽郡田舎館村      | 大根子 | 宮元  | 55番   |
| 鈴木 哲也             | 南津軽郡田舎館村 | 南津軽郡田舎館村      | 高樋  | 石盛  | 36番   |
| 中村 健造             | 八戸市      | 八戸市           | 八幡  | 中砂子 | 5番23  |

|            |        |        |      |        |        |      |
|------------|--------|--------|------|--------|--------|------|
| 株式会社アグリホーヴ | 平川市    | 八戸市    | 南郷大字 | 兎口     | 5番1    | ほか2筆 |
| 株式会社アグリホーヴ | 平川市    | 八戸市    | 南郷大字 | 兎口     | 6番1のうち | ほか2筆 |
| 株式会社アグリホーヴ | 平川市    | 八戸市    | 南郷大字 | 上葦平    | 34番    | ほか5筆 |
| 株式会社アグリホーヴ | 平川市    | 八戸市    | 南郷大字 | 狐森     | 1番1    | ほか4筆 |
| 株式会社アグリホーヴ | 平川市    | 八戸市    | 南郷大字 | 志民長根   | 17番    | ほか1筆 |
| 株式会社アグリホーヴ | 平川市    | 八戸市    | 南郷大字 | 志民長根   | 23番14  |      |
| 株式会社アグリホーヴ | 平川市    | 八戸市    | 南郷大字 | 下平     | 1番13   |      |
| 株式会社アグリホーヴ | 平川市    | 八戸市    | 南郷大字 | 半堂森    | 27番    | ほか2筆 |
| 谷川 幸雄      | 八戸市    | 八戸市    | 南郷大字 | 平石     | 9番1    |      |
| 谷川 幸雄      | 八戸市    | 八戸市    | 南郷大字 | 駒坂     | 44番1   | ほか1筆 |
| 谷川 幸雄      | 八戸市    | 八戸市    | 南郷大字 | 小山田    | 30番1   |      |
| 谷川 幸雄      | 八戸市    | 八戸市    | 南郷大字 | 駒坂     | 42番    | ほか2筆 |
| 上村 勇人      | 八戸市    | 八戸市    | 尻内町  | 上根市    | 51番1   |      |
| 土本 励子      | 三戸郡新郷村 | 三戸郡新郷村 | 戸来   | 金ヶ沢下毛平 | 31番2   |      |
| 土本 励子      | 三戸郡新郷村 | 三戸郡新郷村 | 戸来   | 金ヶ沢下毛平 | 29番    |      |
| 土本 励子      | 三戸郡新郷村 | 三戸郡新郷村 | 戸来   | 西沢口    | 34番1   |      |
| 佐藤 哲       | 三戸郡新郷村 | 三戸郡新郷村 | 西越   | 小間沢    | 106番   |      |

|              |          |          |     |      |          |       |
|--------------|----------|----------|-----|------|----------|-------|
| 株式会社山龍<br>農建 | 西津軽郡鰺ヶ沢町 | 西津軽郡鰺ヶ沢町 | 中村町 | 下清水崎 | 53番4     |       |
| 株式会社山龍<br>農建 | 西津軽郡鰺ヶ沢町 | 西津軽郡鰺ヶ沢町 | 中村町 | 下清水崎 | 54番1     | ほか2筆  |
| 株式会社山龍<br>農建 | 西津軽郡鰺ヶ沢町 | 西津軽郡鰺ヶ沢町 | 中村町 | 上山ノ井 | 21番1     | ほか6筆  |
| 株式会社山龍<br>農建 | 西津軽郡鰺ヶ沢町 | 西津軽郡鰺ヶ沢町 | 中村町 | 上山ノ井 | 34番7     | ほか1筆  |
| 株式会社山龍<br>農建 | 西津軽郡鰺ヶ沢町 | 西津軽郡鰺ヶ沢町 | 中村町 | 上山ノ井 | 25番3     | ほか1筆  |
| 株式会社山龍<br>農建 | 西津軽郡鰺ヶ沢町 | 西津軽郡鰺ヶ沢町 | 中村町 | 上山ノ井 | 32番      | ほか3筆  |
| 株式会社山龍<br>農建 | 西津軽郡鰺ヶ沢町 | 西津軽郡鰺ヶ沢町 | 中村町 | 中清水崎 | 50番      | ほか2筆  |
| 株式会社山龍<br>農建 | 西津軽郡鰺ヶ沢町 | 西津軽郡鰺ヶ沢町 | 中村町 | 下山ノ井 | 32番      | ほか1筆  |
| 株式会社山龍<br>農建 | 西津軽郡鰺ヶ沢町 | 西津軽郡鰺ヶ沢町 | 中村町 | 中清水崎 | 2番1      | ほか3筆  |
| 株式会社山龍<br>農建 | 西津軽郡鰺ヶ沢町 | 西津軽郡鰺ヶ沢町 | 中村町 | 上山ノ井 | 29番      | ほか4筆  |
| 株式会社山龍<br>農建 | 西津軽郡鰺ヶ沢町 | 西津軽郡鰺ヶ沢町 | 中村町 | 上山ノ井 | 22番1     | ほか5筆  |
| 株式会社山龍<br>農建 | 西津軽郡鰺ヶ沢町 | 西津軽郡鰺ヶ沢町 | 中村町 | 小泉   | 279番1のうち |       |
| 坂本 譲太        | 北津軽郡中泊町  | 北津軽郡中泊町  | 田茂木 | 若宮   | 3135番1   | ほか8筆  |
| 十和田アグリ株式会社   | 十和田市     | 十和田市     | 相坂  | 小林   | 454番1    | ほか3筆  |
| 川上 茂         | 十和田市     | 十和田市     | 米田  | 家ノ下平 | 2番       | ほか10筆 |
| 川上 茂         | 十和田市     | 十和田市     | 米田  | 小林   | 191番     | ほか10筆 |
| 小山田 秀雄       | 十和田市     | 十和田市     | 相坂  | 白上   | 408番1    |       |

|                |         |         |    |      |          |      |
|----------------|---------|---------|----|------|----------|------|
| 赤坂 文子          | 十和田市    | 三沢市     | 三沢 | 堀口   | 94番210   | ほか1筆 |
| 馬場 節夫          | 三沢市     | 三沢市     | 朝日 | 二丁目  | 368番1    |      |
| 株式会社サウサントリウ    | 三沢市     | 三沢市     | 三沢 | 淋代平  | 116番1818 | ほか3筆 |
| ジョイント・フアーム株式会社 | 三沢市     | 三沢市     | 三沢 | 淋代平  | 116番1806 |      |
| ジョイント・フアーム株式会社 | 三沢市     | 三沢市     | 三沢 | 戸崎   | 101番1054 | ほか1筆 |
| 川嶋 美智子         | 三沢市     | 三沢市     | 三沢 | 庭構   | 6796番1   |      |
| 山本 定光          | 三沢市     | 三沢市     | 三沢 | 淋代平  | 2188番1   | ほか1筆 |
| 新堂 康成          | 三沢市     | 三沢市     | 三沢 | 淋代平  | 1559番    | ほか2筆 |
| ジョイント・フアーム株式会社 | 三沢市     | 三沢市     | 三沢 | 淋代平  | 1938番1   |      |
| ジョイント・フアーム株式会社 | 三沢市     | 三沢市     | 三沢 | 淋代平  | 1944番1   | ほか1筆 |
| 石ヶ森 利勝         | 三沢市     | 三沢市     | 三沢 | 北山   | 3番1      |      |
| ジョイント・フアーム株式会社 | 三沢市     | 三沢市     | 三沢 | 上野   | 60番      |      |
| 古林 睦弘          | 上北郡野辺地町 | 上北郡野辺地町 |    | 蟹田   | 87番1     | ほか1筆 |
| 附田 豊           | 上北郡七戸町  | 上北郡七戸町  |    | 中岫番屋 | 26番20    |      |
| 山田 清志          | 上北郡七戸町  | 上北郡七戸町  |    | 荒屋   | 158番8のうち |      |

|          |        |        |     |       |        |      |
|----------|--------|--------|-----|-------|--------|------|
| 久保 均     | 上北郡七戸町 | 上北郡七戸町 |     | 中田    | 29番4   | ほか3筆 |
| 浦田 一夫    | 上北郡七戸町 | 上北郡七戸町 |     | 西野    | 53番1   | ほか2筆 |
| 小林農事株式会社 | 上北郡七戸町 | 上北郡七戸町 |     | 倉岡    | 185番2  |      |
| 高松 敏幸    | 上北郡七戸町 | 上北郡七戸町 |     | 野崎狐久保 | 139番1  | ほか1筆 |
| 杉山 和雄    | 上北郡六戸町 | 上北郡六戸町 | 犬落瀬 | 新川原   | 68番1   |      |
| 古里 敏幸    | 上北郡六戸町 | 上北郡六戸町 | 折茂  | 今熊    | 1827番1 | ほか1筆 |
| 古里 敏幸    | 上北郡六戸町 | 上北郡六戸町 | 折茂  | 今熊    | 328番1  | ほか5筆 |
| 袴田 誠一    | 上北郡六戸町 | 上北郡六戸町 | 犬落瀬 | 坪毛沢   | 25番88  | ほか2筆 |
| 濱谷 和恵    | 上北郡横浜町 | 上北郡横浜町 |     | 稲荷平   | 202番   |      |
| 濱谷 和恵    | 上北郡横浜町 | 上北郡横浜町 |     | 林尻    | 186番   |      |
| 濱谷 和恵    | 上北郡横浜町 | 上北郡横浜町 |     | 林尻    | 55番1   |      |
| 長倉 喜美男   | 上北郡横浜町 | 上北郡横浜町 |     | 太郎須田  | 32番275 | ほか1筆 |
| 太田 雅樹    | 上北郡横浜町 | 上北郡横浜町 |     | 稲荷平   | 308番1  | ほか1筆 |

○農用地利用集積等促進計画（貸借・再配分）

| 賃借権の設定等を受ける者 |         | 賃借権の設定等を受ける土地 |     |    |      |       |
|--------------|---------|---------------|-----|----|------|-------|
| 氏名又は名称       | 住所又は所在地 | 市町村           | 大字  | 字  | 番地   |       |
| 秋元 徳則        | 平川市     | 平川市           | 柏木町 | 広田 | 136番 | ほか15筆 |
| 坂本 久直        | 八戸市     | 八戸市           | 市川町 | 新堀 | 50番  |       |

|                |     |     |    |      |          |      |
|----------------|-----|-----|----|------|----------|------|
| ジョイント・フアーム株式会社 | 三沢市 | 三沢市 | 三沢 | 淋代平  | 116番1789 | ほか1筆 |
| ジョイント・フアーム株式会社 | 三沢市 | 三沢市 | 三沢 | 戸崎   | 101番1097 |      |
| ジョイント・フアーム株式会社 | 三沢市 | 三沢市 | 三沢 | 淋代平1 | 1939番1   |      |
| ジョイント・フアーム株式会社 | 三沢市 | 三沢市 | 三沢 | 淋代平  | 1998番    |      |
| ジョイント・フアーム株式会社 | 三沢市 | 三沢市 | 三沢 | 淋代平1 | 1950番1   |      |
| ジョイント・フアーム株式会社 | 三沢市 | 三沢市 | 三沢 | 淋代平  | 116番1885 | ほか1筆 |
| ジョイント・フアーム株式会社 | 三沢市 | 三沢市 | 三沢 | 淋代平  | 116番1797 | ほか2筆 |
| ジョイント・フアーム株式会社 | 三沢市 | 三沢市 | 三沢 | 淋代平  | 116番1793 | ほか1筆 |
| ジョイント・フアーム株式会社 | 三沢市 | 三沢市 | 三沢 | 淋代平  | 116番1791 | ほか1筆 |
| ジョイント・フアーム株式会社 | 三沢市 | 三沢市 | 三沢 | 戸崎   | 101番1052 | ほか2筆 |
| ジョイント・フアーム株式会社 | 三沢市 | 三沢市 | 三沢 | 淋代平  | 116番2017 | ほか1筆 |
| ジョイント・フアーム株式会社 | 三沢市 | 三沢市 | 三沢 | 戸崎   | 101番1089 | ほか1筆 |

|                        |     |     |    |     |              |          |
|------------------------|-----|-----|----|-----|--------------|----------|
| ジョイント・<br>ファーム株式<br>会社 | 三沢市 | 三沢市 | 三沢 | 戸崎  | 101番1<br>154 |          |
| ジョイント・<br>ファーム株式<br>会社 | 三沢市 | 三沢市 | 三沢 | 戸崎  | 101番1<br>164 |          |
| ジョイント・<br>ファーム株式<br>会社 | 三沢市 | 三沢市 | 三沢 | 戸崎  | 101番1<br>160 | ほか1<br>筆 |
| ジョイント・<br>ファーム株式<br>会社 | 三沢市 | 三沢市 | 三沢 | 湊代平 | 116番1<br>958 | ほか2<br>筆 |
| ジョイント・<br>ファーム株式<br>会社 | 三沢市 | 三沢市 | 三沢 | 上野  | 122番         | ほか1<br>筆 |
| ジョイント・<br>ファーム株式<br>会社 | 三沢市 | 三沢市 | 三沢 | 上野  | 66番          | ほか1<br>筆 |

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、枝川  
鶴田土地改良区の定款の変更を令和七年十月三日認可したので、同条第三項の規定に  
より公告する。

令和七年十月三十一日

青森県西北農林水産事務所長 豊 澤 順 造

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、屏風

山土地改良区の定款の変更を令和七年十月三日認可したので、同条第三項の規定によ  
り公告する。

令和七年十月三十一日

青森県西北農林水産事務所長 豊 澤 順 造

|                                        |                 |
|----------------------------------------|-----------------|
| (発行所・発行人)<br>青森市長島一丁目一番一<br>青森県号       |                 |
| (印刷所・販売人)<br>青森市第二問屋三丁目一番七<br>東奥印刷株式会社 |                 |
| 毎週月・水・金曜日発行                            | 定価小口一枚三付二十一円七十銭 |